

結晶性シリカは労働安全衛生法の表示・通知義務の対象物質となっているが、表面処理された結晶性シリカについては、次のような取扱いとしている。

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見について（抄）

平成29年8月3日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

	要旨	件数	厚生労働省の考え方
(略)			
3	<p>表面処理された結晶質シリカは表示・通知義務の対象となるか、当該義務の対象となる場合には、裾切り値判定やSDS含有量記載に際し、結晶質シリカの部分と処理剤の比率を勘案して、結晶質シリカの部分の量について考慮すべきか。あるいは結晶質シリカ部分と処理剤を含めた量で考慮すべきか。</p>	1	<p>表面処理により結晶質シリカが密封され粉じんとして吸入されるおそれがない状態になっている場合には、平成27年8月3日付け基発0803第2号にいう「密封された状態で取り扱われる製品」に該当し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条ただし書及び第57条の2第1項ただし書に規定する「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」として表示・通知義務の対象とはなりませんが、労働者が取り扱う際にその状態でなくなるおそれがある場合は、表示・通知義務の対象となります。その場合の含有量は、表面処理部分を含めた物全体の量で算出していただくこととなります。</p>